

第三者機関としての個人情報保護委員会 —機能と権限の現状と課題について—

寺田麻佑^{†1} 板倉陽一郎^{‡2}

平成 28 (2016) 年 1 月 1 日より、特定個人情報保護委員会が改組され、個人情報保護委員会として機能している。本稿においては、第三者機関として個人情報保護委員会が設立されるに至った経緯を振り返りつつ、個人情報保護委員会として内閣府の外局として設置されている現在の委員会の独立性の状況、機能と権限の現状について、委員会の開催時にどのような内容を議論しているのか等の具体的な活動状況を見たとえ、各国機関等からどのように認識、認知されているのかを含めて検討し、現状の把握と今後の課題について検討を行う。

Personal Information Protection Commission as a Third-Party Institution —Current Situation and Challenges of the Function and Authority—

MAYU TERADA^{†1} YOICHIRO ITAKURA^{‡2}

From 2016 January 1, the Specific Personal Information Protection Commission was reorganized and it is now functioning as a Personal Information Protection Commission. In this paper, while reviewing the circumstances that led to the establishment of the Personal Information Protection Commission as a third-party institution, condition of the independence of the current Commission as an external organ of the Cabinet Office as the Personal Information Protection Commission is examined as well as current situations of its function and authority by looking at actual activities, such as discussion agendas of the commission when meetings are held. Then this paper considers the current situation and future challenges of the commission from looking at the circumstances how it is recognized and understood by other countries' institutions and tries to grasp an appropriate perception of the present situation.

1. 問題の所在—現状の把握の必要性

我が国においては、平成 28 (2016) 年 1 月 1 日より、特定個人情報保護委員会が改組され、個人情報保護委員会として機能している。個人情報保護委員会の設立は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。) の重要な改正項目の一つであった (個人情報保護法は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 65 号、以下「個情改正法」という。) 及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため の関係法律の整備に関する法律 (平成 28 年法律第 51 号) により大幅に改正された (以下、両法による改正が全面施行された個人情報保護法を「改正個人情報保護法」又は「改正法」といい、条文は改正法を前提とする。))。

個人情報保護委員会の設立は、特定個人情報保護委員会の権限拡大としてなされたが、この変化は、単純な所掌事務の範囲や権限の拡大ではない。すなわち、個人情報保護

委員会は、その権限の執行対象が特定個人情報に限られていたが、個人情報保護委員会においては、改正法の全面施行後は、個人情報 (パーソナルデータ) 一般につき執行権限を有し、様々な局面における適切な取扱いの確保を保障する役割を果たすこととなる。そのため、特定個人情報保護委員会からの連続性は確かにみられるが、何よりも監視・監督対象が大幅に変化するという点からも、質的にも、量的にも、所掌事務の範囲や権限は異なっている[1]。

今回の、個人情報保護委員会の設立の最も重要かつ重大な変革と云い得る点が、個人情報取扱事業者の監督を行う主体の変更である。これまで、我が国においては、行政の分担管理原則の下で、非常に多様多様な事業が展開されている民間部門の実効的な規制のためには、各省庁がそれぞれの所管の事業分野を規制することが効率的であるとして、主務大臣制が採られていた[2]。このような、我が国の個人情報保護制度における大きな変革とも云い得る主務大臣制からの、個人情報保護委員会における個人情報保護制度全般の一元的管理への変化が、具体的にどのように社会への影響を有するののかについては、実際に改正個人情報保護法が全面施行されてから、改めて検討する必要がある[3]。

しかし、改正法の全面施行前の現時点においても、第三者機関としての個人情報保護委員会の機能と権限の現状と課題について、第三者機関として個人情報保護委員会が設立されるに至った経緯を振り返りつつ、個人情報保護委員会として内閣府の外局として設置されている現在の委員会

^{†1} 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

^{‡2} 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

の独立性の状況、機能と権限の現状について、委員会の開催時にどのような内容を議論しているのか等の具体的な活動状況を見たらうで、各国機関等からどのように認識、認知されているのかを含めて検討を行うことは、制度の転換期のなかでの検証のひとつとしても、また、今後、優先的に考えるべき課題についての示唆を得る上でも、有益なことであると考えられる。

そこで以下、個人情報保護委員会の機能と役割について改めて個人情報保護委員会の設立の経緯を確認し、また、位置づけを確認するとともに、現在の個人情報保護委員会がどのような議論を行っているのかに関する分析を行い、さらに、現状の個人情報保護委員会（平成 28 年 1 月 1 日以降）がどのように各国の同種機関等から認識されているのかについての検証を行う。

そのうえで、今後優先的に検討すべき課題について、現状の把握を行い、今後の課題について検討を行う。

2. 第三者機関として個人情報保護委員会が設立されるに至った経緯

我が国の個人情報保護体制においては、主務大臣制にもとにおける、監視・監督体制の不備、執行力の不足が常に指摘されていた。

それはすなわち、民間部門の個人情報保護の一般法であるはずの個人情報保護法の体制のなかで、民間事業者を対象としているにもかかわらず、取り扱う個人情報の数が 5000 人分以下である個人情報保護取扱い業者が当初から今般の個人情報保護法の改正まで対象外とされてきたことにも表れている[4]。

また、主務大臣制を採用していた中での個人情報保護の取扱いに関する執行力のなさ、監督権の発動のなさ（実際の監督権限の発動のなさ）は、よく指摘されていた[5]。

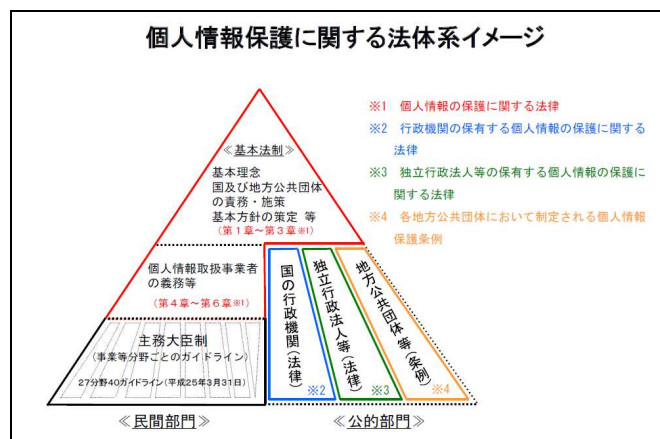
主務大臣による監督制度の下において、個人情報保護法が定めているのは、行政調査としての報告の徴収のみであり、立入検査は認められていない。また、強制力を伴う命令を出せるはずであるが、命令を出す前に、原則として勧告前置主義がとられており、さらには、勧告を経て命令を出すためには、勧告を受けた個人情報取扱事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置を取らなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときでなければならないとされている。結局、個人情報保護法が 2005（平成 17）年 4 月 1 日に全面施行されてから 10 年以上、個人情報保護法に基づく主務大臣による命令は一度も出されていない。

なお、勧告を出さずに命令を出すことが認められる場合は、権利利益侵害の重大性と切迫性が要件とされているが、こちらも高いハードルであって、出された実例がない。

さらに、罰則については、命令違反に対する間接罰であ

って直接罰ではなく、命令が出されたことがないので罰則の規定の適用例もこれまでにあったことがないという状況であった[6]。

また、以下の図にみるように、個人情報に関し、民間事業者に対しては主務大臣制が採用され、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体はまたそれぞれ別の法体系で規律されるという状況となっていた。



（参考：これまでの個人情報保護に関する法体系イメージ図[7]）

そして、このような中で、主務大臣制では対応できないような、インターネット通信速度の進化に伴うデータの移転の速度の変化、あらゆるものに情報が記録されることから、ビッグデータの利活用の可能性の出現など、情報化社会の急速な発展に基礎づけられた、パーソナルデータの概念の変化やパーソナルデータのもたらす可能性の変化が特にこの 10 年の間に生じてきた。

既に指摘されていることであるが、これまでの主務大臣制による枠組みは、内閣の指揮監督と両立しうる程度の専門性・技術性であったのだろうという想定で成り立っていたものである[8]。

また、主務大臣制においては、どうしても縦割り行政のなかでの情報共有の難しさや、各省庁におけるガイドラインの差異、統一の難しさといった様々な問題が出てきていた。上記のように、ビッグデータの取扱いなどを含めて問題を考えたときには、データの中に含まれ得るパーソナルデータの取扱いをどのように行うべきか、どのような匿名化が必要なのかを含めて、データの取扱いに関する専門・技術性がますます高まってきていた[9]。

このように、我が国固有の主務大臣制が技術の発展に伴う専門性、技術性に対応することを難しくしていたという問題点と同時に、以下のような観点からも個人情報保護委員会のような独立した監督機関の存在が必要とされるようになってきていた。

すなわち、データが世界各国でインターネットを通じて

流通するようになる時代において、パーソナルデータの移転に関する監督体制を整備し、総合的な観点から、統一した監視・監督を行うことのできる体制を整えることが、データの国際流通を可能とする観点からも必要とされるようになってきていた。

そもそも、個人情報保護法制については、1995年に採択されたEUデータ保護指令25条が、EU構成国以外の国にも十分なレベルの個人情報保護体制が整えられていることを必要としたこと等を受けて、平成15(2003)年5月に、諸外国の整備よりも遅れて法が制定されたものである[10]。

このように、その制定過程において強く意識されてきたEUデータ保護指令は、当然、改正法案の審議過程においても、EUデータ保護指令は強く意識された。

そして、今回の個人情報保護委員会は、特にEUデータ保護指令28条1項[11]を意識し、EUが推奨するような個人情報等の独立した監督機関(完全独立性を備えた第三者機関)として将来的には機能し得るものとして、様々な検討過程の上に、設置されたものといえることができる。

もともと、現実に設置される機関の具体的な権能と権限の検証は、今後も、国内的にも定期的に必要となろう。

2.1 個人情報保護委員会の位置づけ

個人情報保護委員会は、個人情報の保護と利活用に関する監視・監督機関としての中心的な位置づけを有しているということだけではなく、様々な観点から今後の日本の経済政策、情報セキュリティ政策、IT政策の中でも重要な位置づけを持つ機関といえることができる。

たとえば、「日本再興戦略」改定2015(平成27年6月30日における特定個人情報保護委員会(改組前の))の位置づけは以下の通りであった。

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ

②マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化

これに加え、地方自治体のマイナンバーのセキュリティ監視・監督機能を十分に発揮させる観点から、特定個人情報保護委員会が、関係機関と連携し、専門的・技術的知見を有する体制を立ち上げるとともに、監視・監督方針を速やかに策定するなど、本年度中を目途に、監視・監督体制を整備する。

また、サイバーセキュリティ戦略(平成27年9月4日閣議決定)においては、以下のように個人情報保護委員会を見据えた監視・監督体制について触れられている。

5. 目標達成のための施策

5. 2. 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現

5. 2. 2. 重要インフラを守るための取組

(3) 各分野の個別事情への支援

また、マイナンバー法における個人番号利用事務において使用するシステムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を含めて検討の上、必要な措置を講ずるとともに、関係機関が連携し専門的・技術的知見を有する監視・監督体制を整備する。

パーソナルデータの保護と利活用を含めたビッグデータの取扱い等は、今後の我が国の経済成長にも大きく影響を与えうる重要な課題であり、その監視・監督の機関をしっかりと整備することは非常に重要なことである。そして、その監視・監督体制のためには、今般設置されたような、独立性の高い機関であることが非常に重要であると考えられる。

2.2 委員会開催時の議論—2016年1月1日から現在までの議論

個人情報保護委員会となってから現在までに個人情報保護委員会において議論されているのは、おおむね、以下のような議題に基づいたものである[12]。

第1回個人情報保護委員会

議事運営規則の制定について。

第2回個人情報保護委員会

個人情報保護委員会の組織理念、個人情報保護に関する基本方針、情報連携の対象となる番号法第9条第2項の条例で定める事務(独自利用事務)の事例の拡大について。

第3回個人情報保護委員会

委員会の体制整備に伴う所管法令の改正について、行政不服審査法の全部改正に伴う委員会規則・告示の改正について。

第4回個人情報保護委員会

特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する規則の方向性及び規則(案)について、改正個人情報保護法に基づく政令等に関する考え方について、政策評価の実施計画(案)について。

第5回個人情報保護委員会

医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務全項目評価書の概要説明について、改正個人情報保護法に基づく政令等の方向性について、行政事業レビュー行動計画について。

第6回個人情報保護委員会

健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価

書の概要説明について、改正個人情報保護法に基づく委員会規則等の方向性について、医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務全項目評価書について。

第7回個人情報保護委員会

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&Aの更新について。

第8回個人情報保護委員会

共済事業団における短期給付に関する事務全項目評価書の概要説明について、健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について、「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（案）」について。

第9回個人情報保護委員会

個人情報保護法ガイドライン（安全管理措置、小規模配慮）の方向性について。

第10回個人情報保護委員会

要配慮個人情報に関する政令の方向性について。

第11回個人情報保護委員会

認定個人情報保護団体に期待される役割等について。

第12回個人情報保護委員会

個人情報保護法施行令（案）及び施行規則（案）について。

第13回個人情報保護委員会

平成28年度検査計画について。

第14回個人情報保護委員会

全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書の概要説明について。

第15回個人情報保護委員会

全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書について。

第16回個人情報保護委員会

個人情報保護法質問ダイヤルに寄せられる質問及び回答例の委員会ホームページ上での公表について。 等

第17回個人情報保護委員会

関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合の全項目評価書の概要説明について。

第18回個人情報保護委員会

個人情報保護法施行令（案）及び施行規則（案）について等。

第19回 個人情報保護委員会

個人情報保護法ガイドライン（案）について。

第20回個人情報保護委員会

人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全

項目評価書の概要説明について。

第21回 個人情報保護委員会

預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務全項目評価書の概要説明について。

これらを見ると、個人情報保護法全面施行に向けた施行令、施行規則の検討やガイドラインの検討とともに、全項目評価書等の検討を行っていることが分かる。

個人情報保護法全面施行（個人情報保護委員会の予定では、2017（平成29）年春頃13）までは、監督体制を整えるための準備的な作業が基本となっているが、実際に個人情報保護委員会に求められる機能を考えると、主務大臣制が個人情報保護委員会に一元化されたのちは、より具体的な、保護と利活用に関する監視・監督に関する業務に関連した議題が増えるものと考えられる。

3. 現在の委員会の独立性の状況

個人情報保護委員会は、内閣府設置法49条3項に基づき、内閣府の外局として設置されている「委員会」である。

この「委員会」は、国家行政組織法第3条2項の「行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる」という規定にいう、「委員会」であり、いわゆる3条委員会である[14]。

内閣府設置法

（内閣府に置かれる委員会及び庁）

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
国家公安委員会	警察法
個人情報保護委員会	個人情報の保護に関する法律
金融庁	金融庁設置法
消費者庁	消費者庁及び消費者委員会設置法

個人情報保護委員会は、前述の通り、2016（平成28）年1月1日に特定個人情報保護委員会から改組された組織であり、前身である特定個人情報保護委員会の設置の構想の段階から、「個人情報の取扱いが適切に行われているか、情報連携基盤等のシステムが適切に稼働しているかなどの点について、行政機関等から独立した第三者的立場で監督す

る機関」が考えられていた[15].

そして、個人情報保護委員会の独立性に関する関連条文は、以下の通りであり、独立性が認められることが個人情報保護法の条文上からも明らかとなっている。また、個人情報保護委員会の独立性を担保するために、委員長および委員の身分保障も定められている[16].

改正個人情報保護法の関連規定

(設置)

第 59 条 内閣府設置法第 49 条第 3 項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(職権行使の独立性)

第 62 条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(身分保障)

第 65 条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第 66 条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するとき は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

個人情報保護委員会は、以上のように、条文上からも、また委員会の設立の経緯からも、独立性の担保された、独立行政委員会として考えることができる[17].

3.1 委員会組織理念の違い[18]

個人情報保護委員会は、以下のように、組織理念を示している。この組織理念は、特定個人情報保護委員会においても出されていたものであるが、個人情報保護委員会として改組され、委員会として取り扱う事柄の範囲が増大したこと等を受け、具体的な組織理念の中身が相当程度、異なっている。

個人情報保護委員会の組織理念

～個人情報の利活用と保護のために～

平成 28 年 2 月 15 日

個人情報保護委員会 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき設置された合議制の機関です。その使命は、独立した専門的見地から、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある 経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報（特定個人情報を含む。）の適正な取扱いの確保を図ることです。私たちは、これを十分認識し職務を遂行すべく、ここに組織理念を掲げます。

1 個人情報の利活用と保護のバランスを考慮したルール

民間企業、消費者及び有識者等から広く意見を聴取し、民間企業や個人の経済・社会活動の実態を踏まえ、個人情報の利活用と保護のバランスを考慮したルールの策定に取り組みます。また、取り扱う個人データ数の少ない事業者が新たに法の対象となることから、小規模の事業者の事業活動 が円滑に行われるよう配慮します。

2 特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督

我が国の行政の重要な社会基盤（インフラ）であるマイナンバーが行政機関等や民間企業において適正に取り扱われるよう、指導・助言、検査を適時適切に行うなど、効率的かつ効果的に監視・監督活動を行います。

また、専門的・技術的知見を有する体制を整備し、関係機関と緊密に連携してマイナンバーのセキュリティの確保に取り組みます。

さらに、マイナンバーを利用する行政機関等が総合的なリスク対策を自ら評価し公表する制度（特定個人情報保護評価）の適切な運営に取り組みます。

3 多様な観点からの検討と分かりやすい情報発信を通じた広報・啓発

様々な情報源から得られる情報を総合的に活用して、多様な観点から検討を行い、分かりやすい情報を広くタイムリーに発信するなど、個人情報の利活用と保護についての広報・啓発に取り組みます。

4 国際協力関係の構築を視野に入れた取組

経済・社会活動のグローバル化に対応するため、国際協力関係の構築を視野に海外の個人情報保護機関との情報共有に努めます。また、諸外国の制度・執行に関する調査・研究に取り組みます。

5 幅広い専門性を確保するための多様な人材の活用と育成

職務の遂行に当たって、職員の多様な専門性や知見を活用するとともに、法制度・執行、情報セキュリティ、国際連携等幅広い専門性を確保するための人材の育成に取り組めます。

具体的な相違点のうち大きなものは、特に、個人情報の利活用と保護のバランスを考慮したルールの方針に関する理念が追加されたこと、マイナンバーから個人情報全般に所掌事務の範囲が拡大したことを受けた全般的な変更、海外の個人情報保護機関等との国際協力関係の構築についての理念が追加されたこと、が挙げられる。

3.2 国際的な機関等との関係 - 各国機関からの認識

まだ完全な個人情報保護法の施行前ではあるが、現状において、第三者機関としての個人情報保護委員会がどのように諸機関から認識されているのかについて、以下検討を行う。

個人情報保護委員会が設置されたことは、まさに、その任務とする「個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」(個人情報保護法 51 条)のためにも非常に重要であるが、それと同時に、世界各国の個人情報保護のための(独立した)監督機関や、各種国際機関との関係などを含め、国際協力関係を構築することが可能となった点でも非常に大きな意味がある。

例えば、各国の独立データ保護機関が参加する、国際データ保護・プライバシー・コミッショナー会議などの正式メンバーとなることのできる可能性が、個人情報保護委員会の設立によって現実のものとなった。

EU データ保護指令 28 条 1 項が求める個人情報保護のための独立した監督機関としては、委員会の扱う個人情報が特定個人情報のみであるために不十分であるが、今般設置される新たな個人情報保護委員会は特定個人情報保護委員会の設置なくしてはできなかったともいえ、まずは特定個人情報を対象としてかかる組織が設立された意義は大きい。

まず、個人情報保護委員会は、2016 年 5 月に、以下の二つの会議のメンバーとして承認された。

それらは、1) GPEN(Global Privacy Enforcement Network)、グローバル・プライバシー執行ネットワークと、2) APPA (Asia Pacific Privacy Authorities)、アジア太平洋プライバシー機関、である。

このほか、ICDPPC(International Conference of Data Protection & Privacy Commissioners) 国際データ保護・プライバシー・コミッショナー会議については、2016 年 10 月 20 日、日本のオブザーバー参加を認めるという決議の付帯決議として(正式なメンバーとなる決議は、モロッコとニ

ューゼーランドは賛成したが、カナダ、フランス、オランダが反対したため賛成 2、反対 3 で否決された[19])、「2017 年には日本を正式なメンバーとして認めることが可能」であるとの見通しが示された[20]。

EU データ保護指令 28 条 1 項が求める個人情報保護のための独立した監督機関として認められるかどうかはまた別の検討が必要であるが、ICDPPC について、個人情報保護法の完全施行後、主務官庁の権限等が個人情報保護委員会に一元化されたのちは、独立した監視・監督機関として正式な構成員として認められる可能性が高くなったことは、個人情報保護委員会が国際社会からも「独立した監督機関」として認識されていくことを示唆している。

4. おわりに

以上、現時点における個人情報保護委員会の機能と権限の現状につき、いくつかの観点から見てきた。

改正個人情報保護法の全面施行前の現時点においては、まだ予測の段階でしかないものの、従前の主務大臣制の下における個人情報保護法の執行体制に存在していた問題点、すなわち、個人情報保護法の監督措置も十分ではなく、また、その運用においても権限行使が積極的に活用されているわけではなかったという問題が、監視・監督機関として独立し、権限を一元化された第三者機関として、大幅に改善されるのではないかと考えられる。

実際に、法律上も、行政的監督として、立入検査等の権限が付与され、委員会の権限が従前よりも強化されている点も踏まえて、ICDPPC(International Conference of Data Protection & Privacy Commissioners) 国際データ保護・プライバシー・コミッショナー会議における、来年度以降の正式なメンバーシップが認められる可能性が高くなったものと分析することができよう。

個人情報保護委員会は、独立した監視・監督機関として、その機能と権限の活用が期待されている機関である。これまでも多くの指摘があるが、専門性が高く、パーソナルデータの利活用に不可欠な委員会として、専門委員の補充等、委員会の拡充につき、今後検討していく必要があろう[21]。

参考文献

- [1] 特定個人情報保護委員会と第三者機関としての個人情報保護委員会との連続性ととも質的相違があり、特定個人情報保護委員会においては、個人情報一般の取扱いに関する勧告・命令等の強制的権限が認められておらず、特定個人情報を離れた活動ができなかったことから、特定個人情報保護委員会と個人情報保護委員会とは大きく異なっているとの指摘がなされていた。宍戸常寿「パーソナルデータに関する「独立第三者機関について」」ジュリスト 1464 号 (2014 年 3 月) 21 頁、脚注(16)。
- [2] 藤原静雄・七條浩二『条文解説 公文書管理法——行政情報 2 法のポイントとともに』(有斐閣、2013 年) 41 頁、脚注(29)。
- [3] 個人情報の保護に関する法律は、平成 27 年 9 月 9 日にその改正法(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)が公布され、平成 28 年 1

月1日にその一部が施行されたものである。改正法は、公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に全面施行される予定となっており、個人情報保護委員会のウェブサイトに、「改正個人情報保護法は平成29年春頃を目指して施行準備を行っています。具体的な施行日は決まり次第、ウェブサイト等でお知らせいたします」との表示がなされている。

<http://www.ppc.go.jp/index.html> (2016年10月21日閲覧) また、2017(平成29)年上半期との予定も示されている。個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法の改正等について」4頁「今後のスケジュール」も参照。

[4] 個人情報保護法は、民間部門の個人情報保護の一般法として機能してきたものであるが、個人情報の取扱い事業者を5000人以上の個人情報を取り扱う者として、限られた範囲の者としていた。すなわち、個人情報保護法施行令において、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって認識される「特定の個人の数」の合計について、過去6か月以内のいずれの日においても5000を超えない者については、個人情報の取扱事業者には含まないこととされており、民間事業者の中に個人情報保護法4章から6章の規定の適用を受けないものが非常に多く存在している(個人情報保護法施行令2条柱書)。参照、宇賀克也『情報公開・個人情報保護 最新重要裁判例・審査会答申の紹介と分析』(有斐閣、2013年)138頁。

[5] 曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説』(弘文堂、2016年)200頁。もっとも、主務大臣は所管分野の事業者の実態を把握しうる立場にあることから、混乱を招かないためにも、新たな独立監視機関と既存の主務大臣制を併存させ、勧告や命令等の執行権限を独立監視機関に集中させるべきであるとの指摘がなされていた。石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来 世界的潮流と日本の将来像』(勁草書房、2014年)462頁。

[6] 命令違反に対する罰則は、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金と定められていた(改正前個人情報保護法56条)。

[7] http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2013/133/doc/133_131008_shiryou2-sankou1.pdf (2016年10月21日閲覧)

[8] 前掲、宍戸・「パーソナルデータに関する「独立第三者機関について」」22頁。

[9] 前掲、宍戸・「パーソナルデータに関する「独立第三者機関について」」22頁。

[10] 個人情報保護法の成立が2003(平成15)年、全面施行が2005(平成17)年であった。参照、小向太郎『情報法入門』(NTT出版、2015年)193-195頁。

[11] Official Journal L 281 , 23/11/1995 P. 0031 – 0050, Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data.

[Article 25,

1. The Member States shall provide that the transfer to a third country of personal data which are undergoing processing or are intended for processing after transfer may take place only if, without prejudice to compliance with the national provisions adopted pursuant to the other provisions of this Directive, the third country in question ensures an adequate level of protection.]

[Article 28

Supervisory authority

1. Each Member State shall provide that one or more public authorities are responsible for monitoring the application within its territory of the provisions adopted by the Member States pursuant to this Directive.]

[12] <http://www.ppc.go.jp/enforcement/minutes/2016/> (2016年10月21日閲覧)

[13] 前掲注[3]参照。

[14] 国の委員会の設置根拠による違いについては、寺田麻佑・板倉陽一郎「行政委員会としての特定個人情報保護委員会—その法的位置付けと展望—」信学技報115(57)(2015年)36頁を参照。

[15] 「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会及びIT戦略本部企画委員会個人情報保護ワーキンググループ」報告書(2011年6月)。参照、宍戸・前掲「パーソナルデータに関する「独立第三者機関について」」21頁。

[16] 特定個人情報保護委員会と同様である。このような任期、罷免事由の限定等の身分保障は、いわゆる3条機関としての標準的な

規定であるため、このような規定が入っていることは当然のこととも言える。参照、宍戸・前掲「パーソナルデータに関する「独立第三者機関について」」21頁。

[17] 宍戸・前掲「パーソナルデータに関する「独立第三者機関について」」19頁。

[18] 個人情報保護委員会「委員会組織理念 比較表」
www.ppc.go.jp/files/pdf/280215_siryou1-2.pdf (2016年10月21日閲覧)

[19] ICDPPC Newsletter Volume 2, Issue 7, page 2,
ICDPPC-Newsletter-Volume-2-Edition-7-October-2016.pdf (2016年10月21日閲覧)

[20] <https://icdppc.org/wp-content/uploads/2015/02/Accreditation-resolution-2016-revised-20.10.2016-1.pdf> (2016年10月21日閲覧)

[21] 前掲、宍戸・「パーソナルデータに関する「独立第三者機関について」」24頁。